



入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 4年 2月 28日

発注者名

独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場
牧場長 瀧本 昌彦



1 契約概要等

- (1) 件名 物品「豚検定飼料（バラ）ほか1品目」の購入に係る一般競争入札（単価契約）
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和4年4月1日 ~ 令和4年6月30日
- (4) 納入方法 品目発注の都度、指定場所に納入すること。※詳細は、入札説明書による。
- (5) 納品場所 独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場（SPF豚舎地区）
- (6) 契約方法 上記（1）の件名について、
下記の各飼料毎の総価方式による価格競争入札（単価契約）（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）
 - ・豚検定飼料（別紙1の①）
 - ・種豚用飼料（別紙1の②）

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程（以下「取扱規程」という）第8条及び第9条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 令和元・2・3年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は独立行政法人家畜改良センターの競争参加資格のいずれかにおいて「物品の販売」に係る等級が「A」、「B」、「C」又は「D」に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していないもので、入札日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされた者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国又は独立行政法人家畜改良センターが別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 独立行政法人家畜改良センターの契約に係る指名停止の措置要領に基づき、指名停止を受けている者は、その期間中でないこと。
- (5) 当該入札公告に係る入札説明書を受領した者であること。

【注意】入札説明書を受領しないと、入札に参加できません。

3 入札手続等

- (1) 担当部局

【独立行政法人の契約に係る情報の公表】

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当センターとの関係に係る情報をホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- 2) 当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者（当センターOB）の人数、職名及び当センターにおける最終職名。
- 2) 当センターとの間の取引高。
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨。
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上。
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨。

③ 当方に提供していただく情報

- 1) 契約締結日時点で在職している当センターOBに係る情報（人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等）。
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高。

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）。